

令和3年5月19日

保護者 様

船橋市立宮本小学校
校長 大賀 泰代

気象情報で警報等が出ている場合の児童生徒の登校について

日頃より本校における学校教育につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、船橋市教育委員会から昨年度に出されました「気象情報で警報等が出ている場合の児童生徒の登校について」について昨年度と同様にお知らせいたします。

記

●対応の基本方針

- ①船橋市、または千葉県北西部の気象庁予報において、午前6時の時点で警報【大雨、暴風、洪水、大雪、暴風雪】（警報については波浪・高潮警報は除く）が発表されている場合は自宅待機をお願いします。
- ②午前7時の時点で警報が発表されている場合は臨時休業とします。警報が解除されている場合は通常通りの登校とします。ただし、家庭内で安全を考慮し、登校時間を遅らせる等の判断をした場合については、遅刻扱いとはいたしません。
- ③学区の状況によっては、学校独自の対応をとる可能性があります。
※①②の場合は学校メールを配信しません。③の場合は、学校メールを配信します。

●気象警報の確認方法

- ・気象情報については、テレビ等のメディア、スマートフォン等の携帯電話、インターネットで保護者が確認してください（学校からのメール配信はなし）。

※次の方法で、情報を確認することもできます。

- ・ふなばし情報メール (funabashi-joho@sg-m.jp) に直接空メールを送信し登録する。
- ・船橋市公式アプリ「ふなっぷ」を船橋市ホームページからダウンロードし、防災サイトにアクセスする。

●給食について

- ・臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
- ・交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。